

諮問日：平成29年5月9日（平成29年度（情）諮問第3号）

答申日：平成29年8月7日（平成29年度（情）答申第9号）

件名：福岡高等裁判所における庁舎内での撮影禁止違反に関する記録についての
文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「庁舎内での撮影禁止違反に関する記録についての文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が平成29年3月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官を含む裁判所職員の印影については、公務員と同様に公開すべきものである。また、撮影禁止違反行為は文書偽造等の事実を示すものではないから、行為の概要欄は開示してもよいと思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判官を含む裁判所職員の印影については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、印影については、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有していることに照らすと、偽造されて悪用されるなど個人の権利利益を害するおそれがあるから、同号ただし書イに規定する情報に相当しない。そのほ

か、同号ただし書ロ及びハに相当する事情はない。

- 2 行為の概要欄については、行為者の氏名や行為態様等が記載されており、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 本件各対象文書の見分及び審議
- ④ 同年8月4日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件各対象文書のうち裁判官を含む裁判所職員の印影及び行為の概要欄（以下「本件不開示部分」という。）について、開示すべきであると主張し、一方、最高裁判所事務総長の上記説明は、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当するというものであるから、以下、この点について検討する。

まず、本件不開示部分のうち裁判官を含む裁判所職員の印影は、個人識別情報と認められる。また、これらの印影については、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらを公にすれば、偽造され、又は悪用されるなどして、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、法5条1号ただし書イに相当するとはいえない。そのほか、これらの印影について、同号ただし書ロ又はハに相当する事情は認められない。

次に、本件不開示部分のうち行為の概要欄については、本件各対象文書を見分した結果によれば、行為者の氏名や具体的な行為態様等が記載されていると認められるから、個人識別情報ということができ、さらに、法5条1号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。また、その記載内容からすれ

ば、これらの記載部分は、既に開示されている記載部分とあいまって、特定の個人を識別することができる情報と認められるから、取扱要綱記第3の2による部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件各対象文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした原判断については、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 平成28年7月25日付けの件名が「[報告] 裁判所職員に対する加害行為等について」の決裁・供覧文書
- 2 平成27年3月5日付け警備指示書
- 3 平成27年4月8日付け警備指示書
- 4 平成27年4月15日付け警備指示書
- 5 平成27年6月30日付け警備指示書
- 6 平成28年9月12日付け警備指示書
- 7 平成28年10月11日付け警備指示書
- 8 平成28年10月28日付け警備指示書（事件係属部 第4民事部）
- 9 平成28年10月28日付け警備指示書（事件係属部 第1民事部）